


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市立やまとあけぼの学園条例施行規則の一部を改正する 規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則	東大和市立やまとあけぼの学園条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の一部改正に伴い、東大和市立やまとあけぼの学園条例施行規則で引用している条文にずれが生じるため、同規則の一部を以下のとおり改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3条第2項・・・「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第8項」に、「第5条第20項」を「第5条第22項」に改める。 ・第4条第3項・・・「第21条の5の18第2項」を「第21条の5の19第2項」に改める。 ・第1号様式・・・「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第8項」に、「第5条第20項」を「第5条第22項」に改める。 <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 特になし</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書課において審査済み。 ・平成29年12月第4回市議会定例会において「東大和市立やまとあけぼの学園条例の一部を改正する条例」可決。 						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議審議後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。